第14回 契約監視委員会-議事概要-

- 1. 開催日時:令和4年12月21日(水) 10:00~12:00
- 2. 開催場所 (方法): Web 会議による審議
- 3. 出席者

(委員会委員) 青山委員長、中村委員長代理、渡部委員、長屋委員、瀧原委員 (QST 参考人) 財務部 契約課 服部課長

> 高崎量子応用研究所 管理部経理·契約課 尾野事務統括 関西光科学研究所 管理部経理·契約課 木村課長 那珂研究所 管理部契約課 丸山課長 六ヶ所研究所 管理部経理·契約課 川端課長 他

(QST オブザーバー) 監事室 杉山室長、小畑主査

(事務局) 本部 監査・コンプライアンス室 鈴木室長、黒澤室員

4. 議題

- 1. 令和4年度上半期における事後点検について
 - (1)随意契約の状況について
 - (2)一者応札・応募の状況について
 - (3)随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について
 - (4)令和4年度調達等合理化計画の上半期実施状況について
- 2. その他

(配布資料)

資料 1 第 13 回契約監視委員会 -議事概要 資料 2 令和 4 年度上半期契約データ
資料 3 令和 4 年度上半期契約 (競争性のない随意契約)の状況
参考資料 随意契約による調達が可能となる事例を示した規程類 (抜粋)
資料 4 令和 4 年度上半期契約 (一者応札・応募)の状況
資料 5 令和 4 年度上半期のサンプリング事後点検について
資料 5・1 令和 4 年度上半期の競争性のない随意契約サンプリング事後点検
資料 5・2 令和 4 年度上半期の一者応札・応募案件サンプリング事後点検

資料 6 令和 4 年度調達等合理化計画の上半期実施状況

5. 議事概要

- 1. 令和4年度上半期における事後点検について
 - (1)令和4年度上半期における随意契約の状況について

QST 参考人から資料 2、資料 3 に基づき、令和 4 年度上半期における随意契約の状況とともに、QST 全体で前年度同期と比較して件数、金額とも増加した理由について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

委員から千葉地区や高崎地区では前年度同期と比較して件数、金額とも増加しており、那珂地区では件数は減少しているが金額が増加している理由について質問があり、QST 参考人より千葉地区や高崎地区で増加した主な要因は既存の設備機器との連接性や互換性の確保が強く求められる機器等の更新が多かったためであること、また、那珂地区で件数は減少したが金額が増加した主な要因について研究の特殊性によるところが大きいが、ITER 計画を担っている研究所であるため高額な随意契約案件が多いことなどによるものである旨、回答があった。

(2)令和4年度上半期における一者応札・応募の状況について

QST 参考人から資料 2、資料 4 に基づき、令和 4 年度上半期における一者応札・応募の状況とともに、QST 全体で前年度同期と比較して件数、金額とも増加した理由について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

委員から経年の変化も見たいため、資料として前年度同期との比較だけではなく 過年度の比較資料も提出してもらいたいとの意見があり、QST 参考人より次回委員会 から対応する旨、回答があった。

委員から QST の努力だけでは一者応札・応募の削減は難しいが、今後も競争性が担保できるような対応をしていただきたいとの意見があった。

(3)令和4年度上半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について QST 参考人から資料5、資料5-1及び資料5-2に基づき、令和4年4月~令和4年 9月の契約事案の審査対象リストから各委員が抽出した6件について説明があり、委 員より特に問題は認められないとして了承された。

委員から出された主な意見は以下のとおり。

①競争性のない随意契約事後点検

「ITER 工学設計活動に使用したトリチウムの返還に関する調査」(六ヶ所地区)

委員から受注業者以外の参入は不可能であるのか質問があり、QST 参考人から受注 業者には優位性があるため他の業者が参入することはできない旨、回答があった。

委員から他社では受注できないと判断した資料の確認とともに、随意契約を締結 した根拠規定(契約事務取扱細則29条第1項第1号ネ)の適用でも良いと思うが (契約事務取扱細則29条第1項第1号へ)でも良いのではないか。根拠規定を適 用する際には、事実関係に照らして適用すべきであるとの意見があった。

委員から、本件について異論はないが、どの根拠規定を適用するかの判断は難しいことから今後は根拠規定を適用すると判断した経緯や理由が分かるようにすべきであるとの意見があり、QST 参考人から、契約審査委員会事務局と相談し、適切に対応していく旨、回答があった。

②競争性のない随意契約事後点検

「増殖機能材料の研究開発における照射施設調査及び照射システムの概念検討」(六ヶ所地区)

委員から契約審査委員会での申請日より後の日付で提出されている書類があるため、日付の整合性について確認があり、QST参考人から当該書類は申請日から契約審査委員会で審議した日の間に提出された書類であるとの回答があった。

委員から随意契約を締結した根拠規定(契約事務取扱細則29条第1項第1号ウ) について、ヲに該当しないためウとした理由について質問があり、QST参考人から当初はヲとして契約審査委員会に申請をしたが、委員会においてヲには該当せず、ヲに準ずるものとして委員会が判断したためであるとの回答があった。

委員から、手続きの問題ではあるが、細則第29条第1項第1号ウは、「上記の他、上記に準ずるものとして、契約の性質又は目的が競争を許さないと、契約審査委員会が理由を付して判断したとき」という規定であるため、規定を適切に適用していることが分かるように契約審査委員会が競争を許さないと判断した理由を分かるようにすべきであるとの意見があり、QST参考人から、前述したとおり契約審査委員会事務局と相談し、適切に対応していく旨、回答があった。

委員から本件は研究者が行うような仕様になっているが業者に委託した理由について質問があり、QST 参考人から受注業者は照射施設との調整・検討業務を行う旨、回答があった。

③一者応札·応募事後点検

「げっ歯類の実験動物飼育施設における飼育器材の洗浄・滅菌及び動物管理区域の清掃・消毒業務」(本部及び千葉地区)

委員から年間を通した契約であり業者も限定されるため、今後も競争性を確保することは難しいのか質問があり、QST参考人から本業務に対応できる業者は安全衛生面などの観点から業務体制などについて求められる条件があるが、十分な公告期間を確保するなどの取り組みを今後も行っていきたい。

委員から引き続き業者を開拓する努力をしてほしいとの意見があった。

委員から応札状況について確認があり、QST参考人から過去に参加した業者にも入 札公告の案内はしたが今回は参加しなかったとの回答があった。

④一者応札·応募事後点検

「補修・改修工事に係る設計等業務請負契約」(高崎地区)

委員から3年間に亘る複数年契約とした理由について質問があり、QST参考人から 担当部署の予算事情も踏まえた業務計画により複数年契約請求がなされたものであ るとの回答があった。

委員から単年度契約にすると応札業者は増えるのか質問があり、QST 参考人からこれまでの実績として単年度契約にすると複数者応札があったようだが今後も必ずそうなるという断定はできない旨の回答があった。

委員から契約期間や競争性などの観点から議論の余地はあるので引き続き検討し てほしいとの意見があった。

⑤一者応札·応募事後点検

「次世代放射光施設の中央制御室用什器等の購入」(関西地区)

委員から、一者応札となった理由として要求内容の専門性を掲げることがあるが、本件は什器等の購入のため専門性が高いものとは思えないこと、また落札は大阪所在の業者だがこれが地元業者だと旅費相当額等は節約出来たこと、かつ外注があるため他の業者の参入もありえたのではないかとの意見があった。

QST 参考人から、本件は据付や搬入が常時可能ではなく、多数の現場作業と作業日程が重複しないよう厳密な工程管理が必要なため、現場作業の工程管理を実施出来、かつ中央制御室の仕様を熟知している先を下見積先とし落札となったもの、ただし、他の案件では東北大学や他のパートナー機関等から地元業者の情報を入手する等、新規業者の開拓に努めているところとの回答があった。

委員から、本件什器の搬入が特殊な環境下に置かれていたとは考えられないこと、 また、特殊な仕様で対応できる業者がいない場合以外は、地元業者の参入を促す等予 算の節約等も考慮した上で一者応札を避けるよう努力すべきとする意見があった。

⑥一者応札·応募事後点検

「令和4年度クレーン設備点検整備作業単価契約」(那珂地区)

委員から受注業者以外に競合する業者はいるのか質問があり、QST 参考人から競合する業者はいると思うが入札に参加してくる業者はいなかったとの回答があった。

委員から変更契約をした理由について質問があり、QST参考人から当初予定していなかったクレーン設備が増えたため点検区分を見直したことによるものであるとの回答があった。

委員から今後の一者応札に対する工夫について質問があり、QST 参考人から引き続き他法人とも情報交換をしながら業者の参加を募っていきたいとの回答があった。

(4) 令和 4 年度調達等合理化計画の上半期実施状況について

QST 参考人から資料 6 に基づき、令和 4 年度調達等合理化計画の上半期実施状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

2. その他

事務局から、次回の第 15 回契約監視委員会は来年の 5 月~6 月頃に開催し、令和 4 年度下半期の随意契約及び一者応札の事後点検、令和 4 年度調達等合理化計画の自己評価の点検及び次年度の調達等合理化計画の点検等を議題としたい旨の説明があった。また、中村委員と渡部委員が任期満了となり今回の委員会をもって委員を交代することになるとの報告があり、委員長より感謝の言葉が述べられた。

以上